

令和5年度第2回山形地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和5年7月24日（月）午前10時00分～午前11時28分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員14名

公益 押野委員、本間委員、丸山委員、村山委員

労働者側 石川委員、遠藤委員、大類委員、柿崎委員、西部委員

使用者側 岩田委員、太田委員、大沼委員、鈴木委員、丹委員

【欠席】公益・コーエンズ委員

（事務局） 富田労働基準部長、高橋賃金室長、那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

【第1部】

（1）関係労使からの意見聴取について

（2）その他

【第2部】

（1）令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果について

（2）その他

5 議事経過

【第1部】

○議事要旨参照

【第2部】

○村山会長

それでは、再開いたします。本日の審議会は、ここからの第2部につきましては公開することとなっておりますので、その関係も含めて事務局から報告をお願いします。

○事務局：高橋

ここからの第2部後半の部分につきましては公開での開催でございます。傍聴の方が入っております。

○村山会長

それでは、第2部の議事の（1）令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果について事務局から報告をお願いします。

○事務局：丹野

資料の2ページになります。令和5年度最低賃金に関する基礎調査の結果についてご説明いたします。はじめに本件調査の概要について要点をご説明いたします。昨年度と変わりありませんが調査の区域については山形県全域を対象として行っております。調査産業、調査

事業所につきましては、製造業、情報通信業のうち新聞業・出版業、卸売業・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療・福祉業、それと理美容業や洗濯業などの他に分類されないサービス業を調査しております。調査対象事業所につきましては、製造業、新聞業・出版業については100人未満、その他の産業については30人未満の常用労働者を雇用する民間事業所から無作為に抽出して調査しております。事業所の抽出方法につきましては、令和3年経済センサス活動調査による事業所情報を母集団とし、産業別、事業所規模別に無作為に抽出しております。今年度の対象事業所数は1,876件を対象といたしました。昨年度の対象事業所数は1,611件でございましたので、対象事業所数は265件増加いたしました。調査実施期間については資料のとおりとなります。今年度の回収率についてですが、回答事業所数は1,388件で率にすると74.0%、そのうち6月1日現在において労働者を雇用していない、事業を廃止した、家族のみの事業所等を除きました有効回答数は1,173件で率にしますと62.5%でした。昨年度につきましては、回答率が67.0%、有効回答率が58.5%でございました。調査事項は4の(1)から(4)に記載した事項になります。6月1日現在の労働条件にて6月を満稼働した場合に支払われるべき額について調査を行っております。集計結果につきましては1時間当たりの所定内賃金額を賃金額階級別、産業別、事業規模別、年齢別に母集団の労働者数に還元して集計しております。なお所定内賃金とは精皆勤手当、通勤手当、家族手当の3手当を除いたものになります。また、本件調査結果につきましては、最低賃金審議会の資料として公表するほか、政府統計総合窓口イースタットに掲載される予定となります。

続きまして3ページ「2 業種別・規模別の最低賃金未満率及び未満者数」になります。令和3年度から令和5年度までの3年度分の結果を示したものになります。令和5年度につきましては表の左上の欄、地域別最低賃金対象産業計を見ていただきますと、令和4年度1.9だった未満率が、令和5年度で2.9となっております。業種ごとの計を見ていただきますと、新聞業・出版業を除き、全ての産業において増加した結果となりました。

続きまして4ページ「3 山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表」になります。こちらは令和5年度の山形県最低賃金の引上げ率、影響率の表で、引上げ額が1円単位での影響率の一覧表になります。854円のラインが現在の未満率となります。影響者数につきましては累積数となりますので引上げ額が大きくなりますと影響者数につきましても大きくなります。

続きまして5ページ「4 (1) 賃金階層別累積分布の推移」になります。こちらは1時間当たりの所定内賃金につきまして、令和3年度から令和5年度までの3年度分の賃金額階級別の累積の分布の推移を表したグラフとなります。3年度いずれにおいても最低賃金額のライン前後から増加している結果となります。令和3年度調査時の改定前最低賃金は793円でしたので790円から799円辺り、令和4年度調査時の改定前最低賃金は822円でしたので820円から829円辺りから増加しております。今年度につきましては改正前の最低賃金額が854円ですので850円から859円辺りから増加しております。

めくっていただきまして6ページ「4 (2) 賃金階層分布の推移」になります。こちらは令和3年度から令和5年度までの3年度分の賃金階層分布を円グラフにしたものになります。徐々に900円以上の分布割合が多くなってきていることがわかります。

続きまして7ページから9ページまでが「5 1時間当たりの賃金分布」になります。7ページの(1)につきましては一般及びパートの計、8ページの(2)が一般のみ、9ページの(3)がパートのみのグラフとなっており、白抜きしているグラフが854円が含まれる金額帯となっております。一般及びパート計、一般のみ、パートのみいずれにつきましても850円から859円帯、860円から869円、900円から909円の高額帯の分布が多いことがわ

かります。なお800円未満及び1,000円以上はグラフ上省略しております。

続きまして10ページ「6 産業別特性値」になります。グラフを見ていただきますと各産業とも最低賃金の854円以上となっております。第1・20分位数の一番高いところで医療・福祉業の884円、次いで新聞業・出版業及び飲食・宿泊業で860円となっております。第1・10分位数、第1・4分位数、中位数におきましては、いずれも医療・福祉業が一番高い数字となっております。

次に「7 特性値の推移」になります。こちらは1時間当たりの所定内賃金の平成26年度から令和5年度までの10年度分の特性値の推移を表したグラフとなります。第1・20分位数から中位数まで、それぞれ昨年度より増加しております。

最後に12ページ「8 未満率・影響率の推移」になります。こちらは平成25年度から令和4年度までの10年度分の推移を表したグラフとなります。山形県の未満率は令和2年度までは全国加重平均と比べて低くなっておりましたが、令和3年度以降は全国加重平均よりも高くなっております。本件調査につきましては、減額特例許可事業所も含まれていることを申し添え、基礎調査の説明は以上になります。

○村山会長

ただ今の説明につきましてご質問等はございませんでしょうか。では先へ進みまして、その他の配付資料について説明をお願いします。

○事務局：高橋

13ページをご覧くださいと思います。第1回本審議会の時に説明した資料の中で、その後の期間、更新分が公表されているものなどについてご説明いたします。7月10日に日本銀行が発表しました地域経済報告さくらレポートでございます。7月時点の各地域の景気判断の概要ですとか地域別金融経済概況などが載っております。全国の状況と東北の部分を抜粋してございます。全体的に、持ち直し、回復の傾向にあるということでございます。参考にご覧いただければと思います。

41ページ7月11日に山形県が発表しました経済動向月例報告でございます。一枚めくっていただきまして6月と7月の比較が示されております。総括判断は、本県経済は一部に弱さがみられるものの緩やかに持ち直している、個人消費は持ち直している、鉱工業生産はこのところ足踏み感がみられる、雇用情勢は改善が続いている、となっております。44ページ45ページがそれぞれの指数をまとめたもので、個人消費は持ち直している、住宅建設は前年の水準を上回った、鉱工業生産はこのところ足踏み感がみられる、雇用情勢は改善が続いている、企業倒産は件数・負債総額ともに前年の水準を上回った、物価は前年の水準を上回った、となっております。46ページには全国と東北の経済動向が載っております。全国の動向は、景気は緩やかに回復しているとされており、東北の動向は緩やかに持ち直している、とされております。47ページからは判断の基となる数値の山形県と全国の統計資料が載っておりますので後ほどご覧いただければと思います。

62ページ7月12日に日本銀行が発表しました全国の企業物価指数の令和5年6月速報値でございます。国内企業物価指数は、前月比は0.2%マイナスですけれども、前年比はプラス4.1%となっております。68ページ7月10日に山形県が発表しました山形市における本年5月分の消費者物価指数でございます。総合指数は105.2と、前年同月比2.9%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は104.7と、前年同月比2.8%の上昇。生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は104.2と、前年同月比4.4%上昇しております。

77ページ春闘の賃上げの状況でございます。それぞれの公表の時点での数字でありますの

で、ところによってはこの後に最終の数字が出てこれと違う数字になっているものもございます。

次に中央最低賃金審議会目安小委員会の配付資料をご覧いただきたいと思います。資料1が令和5年賃金改定状況調査結果でございます。今回の調査は16,489事業所へ調査票を送付して得られた回答を集計した結果でございます。集計労働者数が32,180人、調査項目は5の(1)及び(2)に掲げられている事項となっております。一枚めくっていただきまして第1表をご覧ください。これは、今年1月から6月に賃金引上げあるいは引下げを実施した、又は賃金の改定を実施しなかったという3つの区分で、事業所単位で集計したものです。目安のランク別に事業所の割合を示しておりまして、左上の産業計のランク計を見ていただきますと、今年引上げを実施した事業所は43.5%で、昨年の36.9%より6.6ポイント上昇しています。また7月以降も賃金改定を実施しない事業所は38.4%で、昨年の46.8%より8.4ポイント減少しています。山形県が属するCランクを見ますと、引上げ実施が42.4%、7月以降も改定しないが38.2%、7月以降改定予定が18.8%でございます。一枚めくっていただきまして第2表です。これは回答があった平均賃金改定率を事業所単位で集計したものです。左の表、賃金引上げを実施した事業所の産業計・ランク計を見ていただくと、平均賃金改定率は4.3%と昨年の3.5%より大きくなっています。真ん中の表、引下げを実施した事業所ではマイナス14.26%となっております昨年より小さくなっています。右の表、改定を実施した事業所と実施しなかった事業所を合わせた全体を平均した平均賃金改定率は1.8%と昨年の1.1%より大きくなっています。Cランクを見ますと、引上げ実施が4.0%、引下げ実施はマイナス6.2%で、全体合計では1.7%の引上げでございます。続いて第3表です。これは賃金の引上げを実施した事業所を取り出し、そこでの引上げ率の分布の特性値を記載したものです。産業計・ランク計を見ていただくと、昨年と比較し、第1・4分位数が1.3で上昇、中位数が2.9で上昇、第3・4分位数が5.0で上昇、分散係数は下がっています。Cランクを見ますと、第1・4分位数が1.2、中位数が2.6、第3・4分位数が5.0、分散係数が0.73でございます。次に第4表です。第4表の①は、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率を男女別で表したものです。産業計の欄の男女計・ランク計を見ていただくと賃金上昇率が昨年の1.5から2.1へと大きく上昇しています。ランク別で見てもAからCまですべて上昇率が大きくなっています。次のページ第4表の②は一般労働者とパートタイム労働者を分けて集計したものです。一般の欄を見ていただきますと産業計のランク計は1.5から2.0と上がっています。Cランクでは2.3から1.9と下がっています。パートの欄を見ていただくと、産業計のランク計は1.5から2.1に上がっています。Cランクは1.4から2.5と大きく上がっています。次のページ第4表の③は表題にありますとおり令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計でございます。産業計の欄の計のランク計は2.1から2.5に拡大しています。Cランクでは2.6から2.7に拡大しています。

次に資料2をご覧いただきたいと思います。生活保護と最低賃金の比較の資料でございます。1枚目が令和3年度のデータに基づくもので、上のほうの実線の折れ線グラフが最低賃金額で法定労働時間働いた場合のひと月の手取額を示しております。下のほうの破線の折れ線グラフが生活保護水準を表しています。全ての都道府県において生活保護水準が最低賃金を上回る逆転現象が起きていないことがわかります。2枚目は1枚目の最低賃金のグラフを令和4年度のものに更新したものでございます。全体的に最低賃金の水準は1枚目よりも上がっておりまして、こちらも同様に全ての都道府県において生活保護水準が最低賃金を上回る逆転現象が起きていないことがわかります。一枚めくっていただきまして都道府県ごとの乖離額とその変動要因を記載したものでございます。C列が最新の乖離額で山形県は179円となっております。

○村山会長

ただ今の説明につきまして質問等ございませんでしょうか。特にないようでしたら引き続き専門部会において議論をすすめていくことといたします。それでは今後の審議日程等について事務局から説明してください。

○事務局：高橋

78ページをご覧いただきたいと思います。今後の審議日程についてご説明いたします。明日7月25日午後1時30分から第1回専門部会を開催いたしまして、今後の日程を審議いただきますけれども、事務局案といたしましては、第2回を8月2日午前10時から、第3回を8月3日午前10時から、第4回を8月8日午後3時から、第5回を8月10日午前10時から、第6回を8月17日午後3時から、ここで結審していただき、8月18日午前10時から開催予定の第3回本審議会において答申をいただきたいと考えております。予定どおり8月18日に答申をいただいた場合、直ちに答申の内容を公示いたしまして異議の申出を受け付けいたします。異議申出の締め切りは9月4日となりますので、翌9月5日に開催を予定しております第4回本審議会において異議の取扱いについてご審議いただき、異議が認められなかった場合は、官報公示手続を経て10月14日の効力発生となります。なお、8月18日の第3回本審議会では特定最低賃金の必要性について労働局長から諮問を受け9月5日の第4回本審議会が必要ありとの答申となった場合には直ちに改正の諮問を受けることとしております。併せまして専門部会の委員についてですけれども現在任命の手続きを進めているところでございます。

○村山会長

ただ今説明がありました今後の審議日程について、何かご質問ご意見などはございませんでしょうか。よろしいですね。それでは、次回の第3回本審議会につきましては8月18日金曜日午前10時から開催いたしまして答申を予定しております。原則どおり公開にしたいと思いますが、何かご意見はございませんでしょうか。特にないようですので8月18日の第3回本審議会は原則どおり公開といたします。最後に特にこの場でご発言を希望される委員はおられますでしょうか。それでは、これをもちまして第2回の本審議회를終了といたします。お疲れさまでした。